

## 令和6年度版 市民協働推進補助金(わかば)Q & A

**Q1** 申請にあたって市民活動プラザに行かなければいけませんか？

**A1** はい。募集期間内に市民センターにある市民活動プラザで事前チェックを受ける必要があります。事前に予約が必要ですので市民活動プラザまでお問い合わせ下さい。市民活動プラザは9時～21時まで開館しています。なお、毎週月曜日がお休みになります。

(市民活動プラザ Tel 56-5160)

**Q2** 「2. 応募対象者」1のグループについて「若者が8割」とありますが、大人は入っても大丈夫ですか？

**A2** メンバー全体の8割が若者の必要がありますが、例えば高校生の5人グループなら1人は大人(30歳以上)が「サポート役(現金管理など)」として入ってもOKです。

ただし、「若者による活動」を応援する補助金なので「団体の代表者、連絡役」、「市民センターへの事前相談」、「申請書類の作成、事業の実施」は、必ず「若者のみ」でお願いします。

なお、応募対象者の3と4のグループについては5人以上のグループでなくても申請可能です。

**Q3** この補助金は「公益的な事業」、「社会貢献活動」が対象となっていますが、どんな活動が対象ですか？

**A3** 「公益的」、「社会貢献」は、自分たちのためではなく、みんなのためになることです。例えば、将棋や囲碁のような趣味の集まりで、仲間内だけで楽しむような活動は対象になりません。

**Q4** 「主に豊橋市内で行う社会貢献活動」とありますが、主に市外で行う企画は対象外ということですか？

**A4** そのとおりです。市内で活動してもらうことで、市民とふれあい、自分たちの活動する地域のことを知ってもらえる機会にしてほしいと思っています。

**Q5** 補助対象にならない企画のところに「事業のほとんどを別に委託して行う企画」とありますが、どういう企画のことですか？

**A5** 別に委託して行うとは、企画内容を実行する時に、企画に応募した団体が直接行うのではなく、会社や他の団体にやってもらうようなことです。

**Q6** 補助対象にならない企画のところに「同じ年度に豊橋市からわかば補助金以外の補助を受ける企画」とありますが、豊橋市以外からの補助金を受ける事業は大丈夫ですか？

**A6** 大丈夫です。ただし、豊橋市以外からの補助金がわかば補助金と併用できるかどうか、条件があるかなどについて、その補助金を出す団体に事前に必ず確認しておいてください。

**Q7** 市内で活動するための交通費及び宿泊費に係る経費については、こういったものが補助対象になりますか。

**A7** 交通費については公共交通機関（電車・バス・地下鉄など）を使用した場合に支給されます。交通費、宿泊費共に領収書等で金額の確認ができる費用について支給され、金額については市の規定に準じて決定します。利用を検討される方は市民協働推進課までお問い合わせください。

**Q8** 応募した企画はすべて補助金をいただけますか？

**A8** 企画採択には書類審査があります。また、補助金の対象となる経費は、応募企画の実施に必要なものとなります。企画と無関係な費用は対象になりません。

**Q9** 実績報告書提出の際、領収書は必ず添付しなければいけないですか。また、それは原本でなければいけませんか。

**A9** 領収書は必ず添付していただきます。何に補助金を使用したか分かる明細も添付してください。また、振込みの場合はその振り込んだ事実の分かる書類に支払内容の分かる書類を添付してください。提出していただくものは、全てコピー(写し)になります。原本は団体に保管してください。

**Q10** インターネットで購入した際の振込手数料や送料は補助金の対象経費になりますか。

**A10** 金融機関への振込手数料や商品の送料は対象となります。インターネットで購入する場合は、領収書の宛名や日付、品名の記載がされているかどうか、ご注意ください。

**Q11** 8月に事業を実施するために、事前準備として7月に発生した経費は対象になりますか？

**A11** 対象となりません。対象となるのは、補助金交付決定後（早くても8月1日）に発生した経費です。

**Q12** 保険料は補助金の対象経費になりますか？

**A12** 対象になります。市でも市民活動総合補償制度という制度があります。こちらの利用についてもご相談ください。パンフレットが市民協働推進課のホームページに掲載しています。

※市民活動総合補償制度の補償内容をよくご確認のうえ判断してください。

**Q13** 交付された補助金よりも事業にかかった経費が少なかった場合、残った補助金はもらっても大丈夫ですか？

**A13** いいえ。その後の精算により、返還していただくことになります。

**Q14** イベントの会場として団体の知人が所有する施設を利用しました。会場使用料として対象となる場合を教えてください。

**A14** 団体の知人が所有する施設の会場使用料については対象経費となります。

(参考 使用料について)

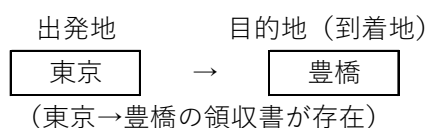
- ・市や民間の施設で、価格設定が公に示されている会場の使用料は対象経費となります。
- ・団体構成員が所有又は運営する施設で、会場使用料が公に示されていない会場の使用の場合は、補助金の執行の透明性の確保の観点から対象外経費となります。

**Q15** 講演を行うため講師を遠方から呼びました。講師が来るための旅費はどのようなケースが対象になりますか？

**A15** 次のようなケースが考えられます。判別が難しい場合はお問合せ下さい。

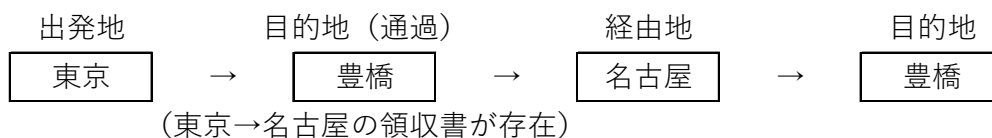
ケース1 出発地→目的地までの領収書がある場合

(例：東京→豊橋間でその区間の領収書が存在)



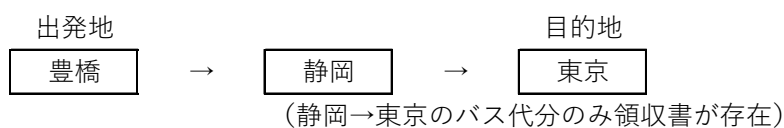
東京→豊橋間について対象経費となります。

ケース2 出発地が東京の往路で目的地の豊橋を一旦通過し、再び豊橋市に戻る場合



東京→名古屋間の領収書しかない場合の経費算定について、東京→豊橋間については対象経費とし(上限は市の旅費規定による)、それ以外(豊橋→名古屋間や名古屋→豊橋間)は対象外経費となります。

ケース3 出発地が豊橋の復路で目的地が東京の場合で、一部の領収書しかない場合 (



静岡→東京間のバス代は対象経費とします。ただし、他の用務で静岡を経由しており、他団体から静岡→東京間の旅費が交付される場合は、対象外経費となります。

**Q16** 収支予算書の備考欄にある「団体の構成員に対する食糧費の内、活動時に必要な水分補給に要する食糧費」についてどういったものが対象になりますか。

**A16** 対象経費になるのは活動中に「脱水症・熱中症」などを予防するために必要な水分補給に要する飲料水代(お茶代など)に限ります。酒類などアルコールが含まれている飲料水代、団体構成員間の親睦のために要する飲料水代は対象外になります。